

平成 28 年 12 月9 日

保護者のみなさんへ

大阪市教育委員会

「学校安心ルール」(案) の試行について

大阪市教育委員会では、「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と「学校等が行う対応」の一覧表を、裏面の通り「学校安心ルール」(案) として作成しました。

この「学校安心ルール」(案) は、これまで、教育委員会が確認してきた、社会で生きる上で身につけておかなければならない普遍的な事柄について繰り返し指導することを目的として作成されたものです。

「学校安心ルール」(案) は、子どもたちを罰すること、措置を行うことが目的ではなくて、ルールをあらかじめ明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができる力の育成をめざしています。

今後、各校では、この「学校安心ルール」(案) を生活指導のひとつの目安として試行的に運用していきます。その後、PTAや関係諸機関等の意見を集約し、今後の運用について、教育委員会会議で改めて議論を重ねていくものです。

どうか趣旨をご理解いただき、より一層、本市の教育活動へのご理解とご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(参考) 「学校安心ルール」(案) に先立ち、平成 25 年 9 月には「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」(「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」) を作成しております。

「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」は大阪市のHPからご覧いただけます。

URL:<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000258/258202/taibatu.pdf>

また、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」はこちらからご覧ください。

URL:<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000258199.html>